

乗用カート利用約款

キャスコ花葉 CLUB
本コース・花葉コース

(約款の目的)

第1条 この約款はキャスコ花葉 CLUB 本コース・花葉コース（以下、当コースという）の乗用カート（以下、カートという）の利用に対する基準を定め、施設利用者及び施設就業者等の安全並びに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期することを目的とします。

(約款の遵守)

第2条 乗用カートの運転者（以下、運転者という）及び当該カートの同乗者（以下、同乗者とし、運転者及び同乗者を総称して利用者という）はカート利用に関し、この約款に遵守する義務を負います。

(運転等の制限)

第3条

1. カートは、ゴルフ場施設外で利用・運行することはできません。
2. 利用者は係員のカート利用に関する指示に従ってください。
3. カートは、係員の案内の指示のあるときを除き、カート道以外では利用・運行することはできません。
4. コース内の乗入れはできません。

(運転者の資格)

第4条 運転者は、普通自動車運転免許を有する方に限ります。次の事由にある方は、運転者となることができません。

1. 運転免許に条件が付されている場合には当該条件を満たしていない方。
2. 酩酊、その他の事由により正常な運転が困難な方。
3. 免許停止、紛失等により運転免許資格を所持していない方。

(運転者の責任)

第5条

1. 運転者は、当該カートの責任者となります。
2. 運行責任者はカート運行を支配し、事故防止責任を負います。
3. カート運転者が交代する場合には、運転責任者の変更となることを認識して、利用者間の協議及び責任においてこれを行ってください。
4. カートの停止、同乗者の乗降、その他カート運行に関する事項は、運転者の判断と責任においてこれを行い、同乗者はカートの運行に関し、運転者の指示に従ってください。

(安全運転義務)

第6条 運転者は、カートの運行に際し当該カートの装置を確実に操作し、周囲の状況に応じて、他の人身に対する危害、当該カートに対する損傷あるいは施設に対する損傷を及ぼさないような速度と方法により当該カートを運行してください。

(運転中の注意)

第7条 運転者は、カートの運転に際して次の事項を遵守してください。

1. 走行開始の際の注意事項
 - ・ 運転の開始に際しては、必ずブレーキ、その他の装置が正常に作動することを確認してください。
 - ・ 発進は、必ず他の利用者が着席したことを確認した上で行ってください。
2. 走行の際の注意事項
 - ・ カート用道路の走行に際し、走行法等（走行方向、走行速度、一旦停止等）の表示があるときは、これに従って運転してください。
 - ・ 起伏のある場所、上下勾配の場所、曲折した場所、付近に転落等の危険を伴う場所を通行する

場合は、あらかじめ減速の上、低速で走行し、かつ必要に応じて他の利用者に声を掛けるなどして注意を促してください。

3. 停車等の際の注意事項

- ・ カートは、斜面その他の不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性のある場所には停車または駐車させないでください。
- ・ カートの利用を終了する場合（ハーフ休憩を含む）は、必ず係員の指示に従い、駐車してください。

4. 運転者は、カートの運転に関して前項の定めのほか、歩経路及びカート道を道路とみなして、道路交通法に定める運転方法及び通行方法に準拠してこれを行ってください。

(同乗者の注意事項)

第8条 同乗者は、カートの利用に際し次の事項を遵守してください。

1. カートの走行用装置（駆動、ハンドル、停止、駐車装置等）には、手を触れないでください。
2. カートが発進する際、あるいはカートが起伏のある場合、上下勾配の場所、曲折した場所、付近に転落等の危険を伴う場所を走行する際は、必ずカートの把持部分につかまってください。
3. カートの走行中は、カートから身体、衣服、用具等がはみ出さないよう留意してください。
4. カート乗降は、カートが必ず停車してから行ってください。
5. カートへの乗車は、カートの定員を守ってください。

(貴重品及び携帯品等の責任)

第9条 ゴルフ用品を含む携帯品の管理は自己責任となります。破損、紛失、盗難等が発生した場合、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

(利用の中止等)

第10条 利用者に次の事由がある場合は、当該利用者につき運転を禁止し、カート利用を中止、あるいは施設利用を中止していただくことがあります。

1. 運転者に運転の資格のないことが判明したとき。
2. 利用者に本約款、その他規則等に反する行為があったとき。

(事故の場合の責任等)

第11条 1. 運転者がカートの運転に関して、故意または過失により人身に危害を及ぼし、あるいは施設（カート、その他の施設内物品を含む）に損害を及ぼす事故（以下、カート事故という）を起こした場合は、被害者に対し当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。

2. 同乗者の故意または過失によりカート事故が生じ、またはカート事故を誘発した場合は、当該カートの態様に応じて運転者と連帯あるいは単独で、被害者に対し当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。

3. 同乗者がカート事故の被害者となった場合、当該同乗者に本約款に反する行為があった場合は、事情に従い、運転者に対する損害賠償請求の全部または一部が、過失相殺により免責されることがあります。

4. 当コースは、カート事故による人的、物的損害について一切その責任を負いません。

(信義則)

第12条 本約款に定めのない事項は、ゴルフプレーの精神に限り、信義、確実の原則に従って解決されるものとします。

(改定)

第13条 本約款は必要に応じ予告なく改定することがあります。